

台湾の立憲政治と二重の外圧 ：国際的相互依存下の自由について

岡 本 至*

[要旨] 立憲主義の政治制度は、外部から独立した政治社会を前提としているが、台湾（そして日本）のように、外部経済に深く依存すると同時にその外部からの安全保障上の圧力を受ける国にとって、立憲主義政治モデルはどこまで有効なのか。1980年代から始まった台湾の立憲政治は台湾の民主化に寄与したが、同時に、台湾の民主政治が、台湾独立を阻止しようとする中国、中台対立を回避しようとする米国という二大国の外圧に影響されて来たことも確認できる。本稿では、従来国内アクターによって構成されて来た立憲主義政治モデルに、米・中という二つの国外アクターを編入したモデルを提示し、1980年代から現在までの台湾政治の展開を分析する。

1. 問題の所在

台湾は日本の写し絵であると見ることができる¹⁾。日台はともに、巨大な非民主主義国からの重大な安全保障上の脅威に直面する中で、脅威の源泉である中国に経済的に深く依存している。民主的で開かれた社会は、外部（例えば中国）からの浸透に対して脆弱である。さらに、日台が自国防衛を全面的に依存する米国は、経済的に、また外交面でも、中国と深い相互依存関係を持ち、中国からの「新しい大国関係」の呼びかけに応えようとさえしている。

いうまでもなく、これらの状況の「度合い」、すなわち、中国からの脅威の強さ、中国に対する経済依存の深さ、米国による安全保障上の協力の確度などにおいて、日台間には大きな相違がある。しかしこの相違は絶対的ではなく連続的なものであり、例えば中国の経済的軍事的パワーの成長によって、容易に埋められてしまうものでもある。

このような状況の中で、日本や台湾が、その自由で民主的な社会を守ることが出来るのか。そのためには何をすべきなのか。これは、アジアの民主国家が現在直面する、喫緊かつ最大の課題であると考ええる。

本稿は、この課題に対して政治学がどう貢献できるかを考える、一つの試みである。事例と

* 教授／国際関係論・比較政治学

しては、1980年代から2014年までの台湾の政治と外交を取り上げる。その第一の理由は、上記のように、台湾の政治経済的状況が、いくつかの重要な面で日本と共通点を持つからであり、第二は、台湾はそのような過酷な制約下で平和裏に民主化を実現した稀有な事例だからである。

本稿では、はじめに、ひとの自由と権利を守るための制度である立憲主義を確認し、自由に対する脅威と深い相互依存関係を持つ国が、立憲主義を機能させて自由を守るという課題に適合的な政治学理論について考える。次に、台湾の立憲主義が、政治の民主化やそれに伴う数次の憲法改正(修憲)を経てどのように展開し変容したかを見る。続く三つの段では、1980年代からの台湾政治の中で、立憲主義的な制度がどう働き、米中からの外圧によって、それがどう制約されて来たかを確認する。その観察をまとめた上で、冒頭に掲げた課題に対する含意を考察する。

2. 相互依存下の自由をどう議論するか²⁾

2.1. 政治理論：共和主義、リベラリズム、立憲主義

ひとの自由と国家権力の関係は、古代からの政治理論の中心的テーマである。西欧の政治理論史全体を、自由と権力をめぐる議論の歴史と要約することも不可能ではない。政治理論の中で、最も直接に政治的自由を擁護して来たのはリベラリズムである³⁾。ロックを端緒とするリベラリズムは、多数の個人が構成する政治社会を理念的に想定し、その政治社会における人の自由などの基本的権利(人権)、人権を擁護するための政治権力、政治権力の恣意的な行使を防ぐための抵抗権、抵抗権を担保するための政治制度などを導出していくという形で、議論を展開している。このように、「想定上の(理想的な)政治社会」から議論をはじめめる形式は、ロック以降のリベラリストたち—ミル、デューイからロールズ、ヘルドに至る思想家—によって継承されている。本稿にとって重要なのは、彼らが原初的な政治社会を、外部のない「真空」の中のものとして想定している点である。これが、本稿がリベラリスト的枠組みを使用しない理由である。

自由を擁護するもう一つの流れは、共和主義の伝統である。時代的にリベラリズムに先行する共和主義は、古代のテキストを媒介にしてルネサンス期イタリアの都市国家で生まれた思想であり、共和主義における自由とは、第一に外部勢力による侵略からの自由であり、第二に市民の自己統治という意味での自由であった⁴⁾。外部勢力の存在を想定した議論であるという意味で、共和主義は本稿の問題関心により適合的な枠組みだと考えられる⁵⁾。しかし共和主義の伝統においても、この二つの自由が「同時に」語られることはまれであり、外部からの圧力と市民的自由の関係について明示的に議論されているとはいえない⁶⁾。

立憲主義は、自由をめぐるこの二つの伝統から生まれてきた政治制度であり、またその制度を肯定する理念でもある。立憲主義は多義的な概念だが、その最大公約数を取るなら、それは

法の支配、権力分立、政府の民主的な統制などの原則を意味している。それは、これらの原則が実現している政治制度であると同時に、そのような政治制度の存在が正しく望ましいという考え方を示している。すなわち立憲主義とは、人々も政治権力もともに明示的な法の支配下に置かれることで政治権力の恣意的な行使は排除されなくてはならない、という理念であり、また、その理念を実現するための、権力機構の分立と相互抑止、権力機構に対する民主的統制の下におかれる制度を指す概念である。

立憲主義の顕著な特徴のひとつは司法府の独立性と政治上の権限である。立憲主義的秩序のもとでは、司法府は行政や立法からの独立が保障されている。同時に、立憲主義的秩序の中の司法府には、行政や立法が法—特に憲法—の規範を逸脱しているかについて、行政・立法から独立的な司法判断を下す権限が与えられ、行政府や立法府は、その判断に従わなければならない。司法の（実質的な）独立、そして司法府に（実質的な）違憲審査権が付与されているかは、政治秩序が立憲主義的か否かを判別する指標となる。

一般に、独立的な司法府が政治過程に参加することで、次のような効果が期待できる。第一に、司法府が中立的と社会から評価されている限りにおいて、司法府の判断は非党派的で正統かつ合法的なものと思なされる。第二に、司法判断は、党派対立に決着をつけ終息させる可能性を持つ。問題がいったん司法府に委ねられることで、党派的な抗争を一時的に休止させる働きがある。

もちろん、立憲主義的な制度、司法の独立や違憲審査制度が現実に政治の民主化や自由の拡大に寄与しているかは、特に立憲主義的制度を新規に採用した新興国においては、極めて実証的な問題である。例えば、近年の政治混乱の中で、エジプトの最高憲法裁判所、タイの憲法裁判所は、民主的に選ばれた政府よりも軍事政権を支持している⁷⁾。しかしながら本稿では、この問題は一旦措き、立憲主義が人の自由や民主主義を擁護する「はずだ」という思想的伝統に基づいて議論を進めたい。

2.2. 比較政治学、国際関係論と相互依存下の自由

政治理論が政治のあり方についての規範的・理念的議論を行うのに対して、比較政治学は、世界各国の国内政治の展開について実証的な研究を行っている。本来であれば、この二つの分野は密接に関連しているべきだが、現実には二者の関係はそれ程緊密ではなく、比較政治学には同分野独自の理論があり、その理論に沿った研究が行われている。

本稿にとって、比較政治学的アプローチには二つの問題がある。第一に、比較政治学は国内政治を主な対象としていて、国外のアクターを含めた分析は殆ど行われていない。第二に、比較政治学が主要な対象とするのは、民主国家における民主政治のあり方であり、非民主国家の民主化であるが、民主政治と自由は同義ではない。比較政治学の立場からすると、台湾は新興国の民主化成功事例の一つであり、公職選挙が公正に行われている限り、民主国家として評価されるだろう。しかし、全候補者の主張に特定の偏りがあり、国民が選挙を通して自らが望む

政策を実現できない場合、民主主義は国民の自由な選択を保証しない⁸⁾。本稿の関心に沿った研究を行うためには、比較政治学理論に何らかの変更を加えなければならない。

国際関係論は、第一次世界大戦後の国際的な平和と安定を求める国際世論を背景にして誕生した。このような経緯から、国際関係論の主要関心事は「安定した国際関係」であり、国際政治の中の人々の自由については、取り立てて議論されない。リベラリズム国際関係論の一派といえる「民主制平和論」においても、民主主義は説明変数に位置づけられており、被説明変数は、あくまで国際的平和である。この理由から、主流の国際関係論理論は、本稿の関心に適用可能だとは考えられない。

2.3. 外圧下の立憲主義のための理論

では、既存の政治学理論の中で、本稿の関心に適合的な枠組みを提供してくれるものはないのか。この問題を包括的に議論するのは大事業だが、ここでは紙幅の制約から、適用可能な理論枠組みの候補を確認するとどめたい。

第一の候補は、パトナムの2レベルゲーム理論を変形させた「下から見た2レベルゲーム」理論である。2レベルゲーム理論についての説明は不要だろうが、ここではそれが、行政府が国際交渉と国内政治の二つのゲームを同時にプレイしているという「上から見た」ゲームに関する理論であることを指摘したい。本稿の関心からすれば、問題なのは国際交渉が成立するのではなく、交渉の成否によって人々の自由が守られるかであるが、「人々」は、パトナム理論には登場しないアクターである。本稿の関心にとっては、パトナム理論を「下から見た」ものに組み替える必要がある。しかしながら、確立した政治制度やアクターの固有の選好を前提とした2レベルゲーム理論を、民主化過程を含む長期の政治的展開を扱う本稿において使用することは困難である。そのため、この枠組みを使った分析は本校では扱わず、将来の課題としたい⁹⁾。

もうひとつの候補は、ツェベリスの「拒否権プレイヤー」論である。ツェベリスは、国内政治的意思決定において、その同意なしに現状変更ができないアクターを拒否権プレイヤーと設定し、拒否権プレイヤーの数、政策選好、権限によって、政治的展開を説明している。この枠組みが好都合なのは、拒否権プレイヤーの属性が国内アクターに限定されておらず、国外アクターを加えることが可能な点である¹⁰⁾。本稿では、行政府、立法府、司法府などに加えて、米国・中国という二つの国外アクターを拒否権プレイヤーとして加える。

外部アクターの影響力について特筆すべきことが二つある。一つは、外部アクターの国内政治への影響は制度的な正当性を持たないインフォーマルなものであり、安定性を持たないことである。国内アクターは、制度的には外部アクターの影響力行使を「無視する」ことができる。第二点は、外部アクターの影響力はそのアクターの他者に対する相対的なパワーによって決定されることである。台湾の例についていえば、中国のパワーは、経済的にも軍事的にも急拡大し、米国のパワーは相対的に下降している。

3. 台湾の憲法構造と二つの外圧

3.1. 国内の憲法構造

【修憲前】

中華民国憲法は、国共内戦中の1946年12月に制定された。この憲法は、孫文の構想に基づく1936年「中華民国憲法草案公布案」を基礎として、議院内閣制の要素を取り入れた形でつくられた。内戦下でつくられたこの憲法は、相互に矛盾する要素が混在する混乱したものであった。憲法では、西欧的な三権分立憲法にある行政院、立法院、司法院の他に、考試院、監察院の五権が分立し、さらに国家元首である総統、総統選出と憲法改正の機能をもつ国民大会が設置されるという「七権分立」制度が規定されている。この憲法はしかし、憲政施行後選出された1948年第一期国民大会が制定した「動員戡亂時期臨時條款」（臨時條款）によって無効化され、翌49年に台湾に敷かれた戒厳令によって事実上停止された。この憲法が実効的なものになったのは、戒厳令が解除された1988年以降のことである。

憲法改正（修憲）前の憲法が規定する権力構造は、議院内閣制の要素が強い半大統領制である。統帥権や戒厳布告権などを持つ総統と、「最高行政機関」である行政院が共存しているが、両者の関係は明確であるとはいえない。実務的には、戒厳令が解除された後も、戒厳期に権力を独占していた総統が、行政院および行政院長（首相）を通して行政を統括する大統領制的な運用が行われていた。最高立法機関である立法院と総統および行政院の関係については、総統が指名した行政院長は立法院の同意のもとで任命されること、行政院は立法院に対して責任を負うこと、行政院の重要政策に対して立法院が決議をもって変更を要求できることなどから、議院内閣制的な関係を規定していると考えられる¹¹⁾。行政院には、立法院が決議した法案・予算案などに対する再議要求件があり、立法院がこれを覆すためには三分の二の賛成が必要である。総統と立法院の相互チェックについては、総統が指名した行政院長に対する立法院の同意権以外は規定されていない。司法権は司法院が持つが、司法院内の大法官會議（大法官）には違憲審査権が与えられている。「七権」のうち、公務員の採用任官などを担当する考試院、政府機関の会計監査と公務員不正の弾劾を管轄する監察院は、他機関との相互チェック機能は与えられていない¹²⁾。

【修憲後】

1991年から2005年まで15年間に、台湾では7回の憲法改正を行っている。特に、李登輝総統時代の2000年5月までに、6回の改正を経験している。いうまでもなく、これらの修憲は、後述する台湾民主化プロセスの中心に位置付けられるものである。

7回の修憲で改正された項目は多岐にわたるが、その要点だけを確認しよう。大陸における第一期選挙以降改選されていなかったため「万年議會」と揶揄されていた国民大会は、全面改

選となり、ついで非常設となり、最終的には廃止された。総統は国民の普通直接選挙で選出されることになり、1996年の第一回総統選挙以降、4年ごとに選挙が実施されている。総統が任命する行政院長に対する立法院の同意が不要となった。これらの憲法規定の変更によって、台湾の政治体制は半大統領制に変容したと見ることができる¹³⁾。

7回の修憲後も、それ以前と同様に、総統が行政府の最高権威として機能している。この権威は、一方では総統が国民の直接選挙で選ばれたという民主的正当性に由来しているが、同時に総統が、日本統治時代の総督府や戒厳令時代の総統府が有していた独裁的権威の継承者であると認識されていることによっても考えられ、また、通常与党党首を兼ねる総統の、与党議員に対する統制力にも、その源泉を持つ¹⁴⁾。

3.2. 外部アクター

上記のような台湾（中華民国）憲法に規定されたアクターの他に、台湾の現実の政策決定においては、米国と中国という二つの外部アクターが、重大な影響を与えている。米中の影響力の甚大さを考慮するなら、この二者を台湾政治における拒否権「的」プレイヤーと見なすことができるだろう。

【米国】

この二者のうち、米国は台湾の究極的な「保護者」としての役割を帯びている。すなわち、1978年の米台国交謝絶後も、米国は台湾関係法に基づく台湾の防衛責任を持つ形になっている。すなわち、米台間には疑似的な同盟関係が存在する可以考虑することができる。しかし、この疑似同盟が米国に台湾防衛の無条件の義務を課している訳ではない。すなわち米国は「台湾(中華民国)国民の安全、社会や経済の制度を脅かすいかなる武力行使または他の強制的な方式にも対抗しうる防衛力を維持し、適切な行動を取らなければならない」のではあるが、この「適切な行動」の内容は米国の恣意的な解釈に委ねられているのである。

このような米国の台湾防衛義務の恣意性、そして米台軍事力の圧倒的な非対称性が、米国の台湾政治に対する「てこ」を形成している。台湾にとっての喫緊の脅威である中国の軍事力が強大化することは、防衛力を通じた米国の台湾に対する影響力を拡大している。

【中国】

もう一つの外部アクターである中国は、米国とは逆に台湾に対する「威嚇者」としての影響力を持っている。台湾が自国の一部であると考え中国は、台湾独立を阻止するためには軍事力行使もためらわないことを明言している。中国の国力が増大することによって、中国から台湾に対する軍事的脅威は増大している。同時に中国は、巨大で急成長をする経済と市場を持ち、地理的・言語的・文化的な親近性を持つ台湾にとって、魅力的な貿易相手であり投資先である。本稿の分析対象となっている1990年代から現在まで、中台の経済的相互依存関係は著しく深

化しているが、それが台湾の中国に対する依存拡大という非対称的相互依存であることは、中国が台湾政治に与えるパワーを拡大している。これはまた、中国が対中貿易・投資を行う台湾企業を通じて、台湾政治に影響力を行使する経路を開いている。一方台湾側は、経済関係を通じて、非民主国である中国の政策決定に影響することは困難である。また、中国の対台投資が解禁されたことで、中国系企業が台湾メディアを支配する状況が生まれているが、中国系メディアによる台湾世論に対する影響も無視できないだろう¹⁵⁾。

中国が行使するパワー経路はこれだけではない。中国は、米国との経済関係を通じて、また国連安全保障理事会常任理事国としての権限、G20や気候変動レジームにおける大国としての地位を通じて、米国政治に直接働きかけることができる。中国は、米国との経済関係や、国連安保理における協力、グローバル経済管理や地球環境問題における協調などと引き換えに、台湾問題における米国の対中譲歩を求めることができる。

続く三つの段では、李登輝政権発足以来の台湾政治・外交の中で、立憲的制度と外圧がどのような役割を果たしたかを確認する。本稿が援用する拒否権プレイヤー論は、拒否権アクターの政策選好を固定・特定できるときに最も威力を発揮する。しかしながら、アクターの選好（利益の体系）は、それ自体が複合的な要因から形成され、また状況の変化によって変動するものであり、本稿の対象となるような長期の分析においては、アクターの利益を固定・特定することは現実的でない。例えば、外部プレイヤーである米国の選好は、台湾の民主主義の擁護、中国との経済関係、中台・米中の軍事バランス、米国外交全体における中台の重要性などによって大きく振動し、それを固定的に捉えることは不適當である。そのため本稿では、拒否権プレイヤー論に基づく研究が通常行うような、アクター選好を所与とした分析は避け、台湾政治の各局面において、各アクターがどう行動し、どのような帰結に至ったかを記述的に確認することを目的としたい。

4. 台湾の立憲政治① 民主化と李登輝政権

4.1. 釈字 261 号解釈、第一次～第三次修憲、第一回総統選挙

【経緯】

戒厳令解除後の1988年に蔣経国が急死し、副総統の李登輝が総統に就任した。総統就任後の二年間は、李登輝は自己の政治的地位・権力の確立に注力し、目立った政治改革は行っていない¹⁶⁾。

1989年末の立法院選挙では民進党が21議席を獲得し躍進したが、このとき当選した陳水偏をはじめとする同党議員が司法院大法官会議に対し、第1期国民大会代表の任期制限に関する違憲審査を請求している。1990年3月の国民大会にあわせて、台湾史上最大規模の学生運動が展開し、台北・高雄で臨時條款の廃止、国民大会の解散、政治改革などを求めた座り込みを始

めた。国民大会で第八期総統に選出された李登輝は、学生代表と会見して国是会議の開催と政治改革を約束した。この国是会議開催直前に、大法官会議が前述の違憲審査に関する釈字261号解釈を出し、非改選国民大会代表の任期を1991年末までとした。これを受ける形で、官民・超党派の委員が構成する国是会議では、国民大会「万年議員」の早期退職とともに、台湾省長、台北・高雄市長の民選、総統の民選などの方向性が打ち出された。

この後、矢継ぎ早に憲法改正が続く。1991年4月の国民大会では、臨時條款の廃止が決定されるとともに、国是会議の方針に沿った第1回修憲が、憲法に追加条文を追加する形で決められた。改選された国民大会の臨時総会が1992年3月に召集され、全人民による総統選挙などを決定した第2回修憲が行われた。総統・副総統の民選については、1994年5月に開催された国民大会では第三次修憲で条文化されている。

第三次修憲の規定に基づき、1996年3月に初の総統直接選挙が行われた。国民党の李登輝が54パーセントの票を獲得し、民進党の彭明敏、新党から支持を受けた林洋港などを破って当選した。

【分析】

台湾の民主化が李登輝総統のリーダーシップの下で進められたことは、よく知られている。しかし本稿は、李登輝が執政を担うようになった1988年には、台湾政治には既に、ある程度分権的かつ立憲主義的な制度および政治状況が成立していた事実も、同様に重要であると考えられる。1960年代から地方選挙・立法院選挙などで地歩を固めてきた「党外」勢力は、1986年に民主進歩党(民進党)を結成し、蔣経国はこれを黙認した。1976に開始した第四期大法官会議は人民の申請要件を緩和し、審査対象を拡大して違憲審査を通じた人権保護を強化し、この動きは1987年からの第五期大法官にも継承された。1987年には、38年にわたって台湾に施行されてきた戒厳令が解除された。1979年の美麗島事件における弾圧以降、台湾の市民社会の政治活動はむしろ活発化している。「丸腰で総統府に入った」¹⁷⁾ 李登輝は、このような政治状況を背景に、それを利用する形で、民主化改革を進めている。

李登輝政権が数次にわたる修憲を実現できた背景には、憲法改正が国民大会の四分之三で可能であるという憲法規定と、国民大会改選前はいうに及ばず、改正後も国民党が国民大会の四分之三以上の議席を有していたことによる。この時期には、国民党一党の意志によって憲法を自由に改正できたのである。

中国は、李登輝の就任直後から反李登輝姿勢を貫いていたわけではない。1990年国民大会における総統選の際には、中国は李登輝批判を続けて揺さぶったが、李登輝追い落としに失敗した後は、李登輝による「民間機構」(海峡交流基金会、海基会)設置に応え、海基会の中国側カウンターパートである海峡兩岸関係協会(海協会)を設立し、1993年には両会トップ同士の会談を実現させた。

このような兩岸協議は、1995年の李登輝訪米によって終わりを告げた。李登輝は私人の資

格で訪米し、母校であるコーネル大学で演説して台湾民主化の進展を誇ったことに、中国が強く反発したのである。中国は新華社通信の論説などで李登輝を非難し、两会協議を一方的に中断するだけでなく、1995年7月からは、台湾海峡におけるミサイル実験、軍事演習などを通じて軍事的威嚇をエスカレートした。

米国は、蔣経国時代から一貫して台湾の民主化を支持し、台湾関係法の人権条項などをてこにしなが、台湾の民主化に向けた圧力をかけて来た。蔣経国晩年の民主化に向けた動きは、アメリカ側からの民主化要求に応えるために行われたと考えられる。

李登輝による台湾民主化推進は、特にアメリカの議会において強い支持を得た。李登輝訪米も、慎重な国務省を議会とホワイトハウスが押し切る形で実現した。前述の台湾海峡危機にあたっては、クリントン政権は空母ミニッツおよびインディペンデンス戦闘艦隊を台湾海峡に派遣することで中国を軍事的に牽制することで、総統選挙を平和裏に成功させることに寄与している。

4.2. 第四次修憲、「二国論」、第五次修憲と釈字 499 号解釈

【経緯】

1996年総統選挙と同時に行われた国民大会選挙では、民進党が全議席の三割近くに及ぶ99議席を獲得した。この選挙結果が意味していたのは、国民党は民進党の協力なしに、国民大会の四分の三の賛成を要する憲法改正を行うことが不可能になったことである¹⁸⁾。李登輝政権は、憲法改革のための超党派の「国家発展会議」を1996年末に開催した。同会議の審議を踏まえた修憲審議が、1997年の国民大会で行われ、修憲が可決された。第四次修憲の要点は、総統の行政院長任命権（立法院の同意不要）、立法院が行政院長不信任案可決時における総統の立法院解散権、総統・副総統に対する立法院の弾劾権、「台湾省」省長・省議会選挙の凍結、などである。

1999年7月に、李登輝がドイツのラジオ局「ドイツの声」のインタビューで、「1991年の憲法改正以来、兩岸関係はすでに国家と国家、少なくとも特殊な国と国の関係になっている」という、所謂「二国論」を語った。この発言は李登輝の思いつきによるものではなく、総統府内の改憲議論を踏まえたものであった。しかし、台湾の台中独立を示唆するようなこと発言は、民進党からの賛意を得たものの、中国はこれに強く反発した。中国は海協会会長汪道涵の訪台を無期延期するとともに、中国系メディアなどを通じて、二国論が台湾憲法に盛り込まれるなら武力行使も辞さないという姿勢を明確にした。後述するように、李登輝の二国論は米国からも批判され、李登輝はこの発言を「現状を述べたに過ぎない」とトーンダウンさせ、二国論を盛り込んだ改憲案も沈静化することになった。

本来盛り込まれるはずだった「二国論」を欠いた形の第五次修憲が、1999年8月からの国民大会で議論された。修憲の内容としては、国民大会の任期延長という国民大会代表の利益のみ資するようなものであったため、世論は厳しく反発した。この修憲は、国民党・民進党・新

党の立法委員から大法官會議に対して憲法解釈請求が行われ、大法官會議は陳水扁政権発足後の2000年3月に釈字499号解釈を発表し、採択方法に法的瑕疵があるとして、修憲は無効であるとしている。2000年4月の国民大会では、国民大会自体の非常設化を規定した第6次修憲が可決された。

【分析】

総統選挙後の李登輝執政時における最大の争点は、李登輝自身が「偶然のように」外国メディアに向けて発信した二国論であろう。二国論発言後に総督府は、二国論は総督府に設けられた、憲法学者蔡英文を中心とした「中華民国の主権国家としての地位強化」検討小組が一年余りにわたって議論してきた結論であることを示している。李登輝は、この小組案に沿った改憲を国民大会に提案する予定であった¹⁹⁾。

李登輝の二国論は、国内の野党勢力からは賛同を受け、目立った反発を引き起こしてはいない。強い反応を示したのは国外アクターであり、米中の双方から、二国論は強く非難されることになった。1995-6年の台湾海峡危機の後、急速に中国に接近して行った米国クリントン政権は、中台両国に特使を送って事態鎮静化をはかるとともに、台湾に対してあからさまな圧力をかけた。中国は、武力行使の示唆を含む威嚇と非難を繰り広げた²⁰⁾。

結果的に、台湾初の民選総統として施政をはじめた李登輝が、満を持して打ち出したはずの二国論は、米中双方からの反発によって撤回を余儀なくされたのである。

5. 台湾の立憲政治② 陳水扁政権

5.1. 第2回総統選挙、第四原発停止と釈字520号解釈

【経緯】

2000年の第2回民選総統選挙では、国民党の連戦、民進党の陳水扁、そして台湾省凍結問題をめぐって国民党主流派と対立した宋楚瑜が独立候補として立候補する形で戦われ、国民党分裂の漁夫の利を得る形で、陳水扁が得票率39%で辛勝した。1998年の立法院選挙では過半数議席を獲得し、民進党は225議席中70議席しか取れなかったため、陳水扁は文字通り分裂政府を率いる形で執政を開始した。総統就任演説における、中国が武力行使する意図を持たない限り独立を宣言しないという「四不一沒有²¹⁾」を打ち出したことは、米中の反発を避けるとともに、独立をめぐる国内対立を抑制しようとしたものである。このような状況からすれば、陳が「全民政府」を掲げ、前国防部長で国民党員の唐飛を行政院長に任命したのは当然のことであった。しかし陳の「全民政府」は、第四原発停止という、民進党にとっての党派のかつイデオロギー的な問題に直面して頓挫する。

総統選公約として第四原発建設中止を掲げていた陳水扁が、政権掌握後に同原発停止に動いたのは当然ともいえる。しかしこの原発停止策に反発する形で唐飛が行政院長を辞任したこと

で、原発問題は一気に党派対立に転化した。特に、この問題をめぐる陳総統と連戦・国民党主席との会談直後に、行政院が原発建設中止を発表した事に、国民党は大きく反発し、他の野党と共闘して予算審議延長や総統罷免を打ち出した。行政院は第四原発停止が違憲か否かの判断を大法官会議に請求し、事態はいったん収束したかに見えた。

2001年1月、大法官会議は積字520解釈によって原発停止問題に関する憲法解釈を次のように示した。「核四（第四原発）予算の執行停止は国の重要政策の変更に当たり、立法院には政策決定に参加する権限があり、行政院にはそれを報告する義務がある。（立法院と行政院は）協議して局面を打開すべきである」²²⁾。これは原発停止に対する事実上の違憲判断であり、行政院長・立法院長の協定によって、原発建設は再開された。

民進党政権の誕生とともに、台湾「ナショナリズム」、すなわち台湾アイデンティティーのあり方が、政治問題として浮上して来た。宋楚瑜は総統選後に国民党・新党の議員を集めた親民党を結成し、国民党より「右」の、すなわちより中台統一志向の主張を展開した。一方、2001年8月に国民党本土派の立法委員が李登輝を「精神的指導者」として台湾団結聯盟（台聯）を結成し、民進党よりさらに「左」（台湾独立的）な立場を取った。右の泛藍連盟と左の泛緑連盟が、国民党・民進党の二大政党を中央に置きつつ対峙するという政党構成が成立したのである。2001年末の立法院選挙では、泛藍側は225議席中の102議席まで議席を増やしたが、泛藍連盟側はこれを上回る115議席を獲得し、過半数を押さえた。立法院内では、泛藍側が相互対立を緩和させて院内協力を進めた一方、泛緑側の協力は不十分であった。

【分析】

分裂政府の中で台湾の行政府（総統および行政院）が無力化することについては、多くの研究が、その原因を修憲後の「半大統領制」に求めている²³⁾。第四原発停止問題をめぐる混乱も、半大統領制のそのような弱さの現れと考えられるが、本稿の関心からすれば、新たに政権についた民進党が、立憲主義的な制約を過小評価して、自党のイデオロギーに基づいた公約実現に突き進んだことで自滅した、と見ることができる。

米国は、独立派・陳水扁の「四不一沒有」宣言を歓迎したが、中国は陳の融和的政策に対し、無視と静観の姿勢で対応している。

5.2. 公民投票、2004年総統選、新憲法と第7回修憲、国共接近

【経緯】

2001年立法委員選挙で泛緑連盟の議席増にも分裂政府を解消できなかった陳政権は、2004年総統選挙で国民党・連戦と親民党・宋楚瑜がタッグを組むことが決まるなど泛藍連盟の結束が強まる中で、台湾ナショナリズムに訴えるイデオロギー型政治闘争に傾斜していく。2003年春、SARS（重症急性呼吸器症候群）大流行の際に、台湾の世界保健機構（WHO）加盟を拒絶する中国に対する台湾国民の反発に乗じる形で、陳水扁は台湾のWHO加盟や原発建設に関

する公民投票（国民投票）を、翌年の総統選挙時に実施することを提案した。国民党や米国の不支持にもかかわらず陳水扁はこの提案を推し進め、9月の民進党大会では、2006年の台湾新憲法制定のための公民投票を提唱するに至った。国民党も陳政権の攻勢に押される形で容認に転じ、11月に立法院で公民投票法が可決した。

2004年3月の総統選挙は、投票前日に陳水扁と副総統の呂秀蓮が銃撃にあって負傷するという異常な状況の中で挙行され、陳・呂コンビが連・宋コンビに0.2%の僅差で勝利した。同日に行われた台湾の自主防衛強化などに関する公民投票は、投票が過半数に達せず不成立だったが、台湾アイデンティティーと公民投票に訴える選挙戦略は、陳・呂の勝利に少なからず貢献した²⁴⁾。

2004年5月の就任演説で、陳総統は「四不一没有」原則を再確認するとともに、憲法改正への意欲を示している。同年8月、立法院は7回目になる修憲案を満場一致で可決したが、その内容は国民大会の廃止、立法院の定数半減と小選挙区制度導入などであり、陳水扁が総統選で訴えた台湾アイデンティティーの確立とは程遠いものであった。この修憲案は、翌年5月の非常設国民大会で可決され、第7回修憲が行われた。この修憲によって、憲法改正には立法院の4分の3の賛成と公民投票における過半数の賛同が必要となり、新たな修憲は非常に困難になった。

同年12月の立法委員選挙は、二期目の陳政権にとって死活的に重要なものだったが、民進党の有力政治家が翌年の県庁・市長選をめざして立法委員選への出馬を見送り、友党である台聯との協調も進まず、選挙議題の設定にも失敗した。一方の泛藍連盟は、候補者を絞り込んで選挙に臨んだ。選挙結果は、泛緑連盟の当選101、泛藍連盟の当選は114と、前回選挙とほぼ変わらないものとなり、泛緑側はまたしても過半数獲得ができなかった²⁵⁾。

分裂政府の解消に失敗した陳水扁は野党親民党の取り込みを図り、2005年2月に宋楚瑜と会談し、10項目の合意を発表した。台湾政界の最右翼ともいえる親民党との連携に対し、李登輝や台聯、独立派は強く反発した。陳と宋の連携は、後述の宋の訪中後、陳水扁によって一方的に解消された²⁶⁾。

2005年3月、中華人民共和国の全国人民代表大会は「反国家分裂法」を成立させた。同法は台湾が中国からの分離独立を実行するときに「非平和的手段」を取ることを明記しているもので²⁷⁾、台湾ではこれに反対する100万人規模のデモが行われた。

反国家分裂法が成立した直後の同年4月から5月にかけて、国民党主席の連戦が訪中し、胡錦涛共産党総書記と会談して、兩岸対話再開、平和協定締結促進、経済交流と経済協力メカニズム構築、国共両党の定期協議などの5項目からなるプレス・コミュニケを発表した²⁸⁾。その直後に宋楚瑜が訪中し胡錦涛と会談したことは前に述べた。同年8月、馬英九を党主席に選出した全国代表大会において、国民党はこの5項目と「九二共識」（1992年コンセンサス）を盛り込んだ親政策綱領を採択している。「九二共識」とは、李登輝時代の1992年に、香港で行われた中台実務機構の事務レベル協議の中で「前提とされた」と中国側が主張する事項であり、

中台ともに「一つの中国」という点では合意したというものである。公表されることも明文化されることもなかったこの「合意」について、中国はその存在を強く主張したが、台湾では、1992年当時国家総統だった李登輝や陳水扁、1992年当時の海峡交流基金会トップであった辜振甫などは、そのような合意の存在自体を否定している。この「九二共識」は、その後の中台間の、そして台湾政治における、大きな争点となっていく。

国民党と中国共産党はこのように、両党交流のプラットフォーム（国共平台）を定め、2007年までに13回の公式両党会談を行った。このプラットフォームにおいて、中台間チャーター便定期化、中国国民の台湾観光促進、台湾の対中投資保護などの具体的な政策プランが話し合われ、形成され、公表されていった²⁹⁾。一方中国は、民進党政権に対しては全く「対手とせず」という態度を貫いた³⁰⁾。米国は、陳水扁政権を無視しつつ国民党と対話しようという中国の姿勢に疑問を投げかけながらも、連戦訪中を歓迎している³¹⁾。国民や産業界の、国共接近歓迎の中で、陳水扁は孤立を深める。

翌2006年には陳の近親者の金銭スキャンダルが噴出し、「倒扁運動」が展開する。民進党は本土政権重視派と腐敗反対派に分裂し、陳自身は台湾ナショナリズムへの接近を進める。台聯も同様に分裂し、泛緑連盟側の混乱が続く中、2008年1月の立法委員選挙では、初の小選挙区制となったこともあり、泛緑側は大敗を喫した。民進党は113議席中の27議席しか獲得できず、台聯の議席は消滅した。一方の泛藍連盟では、国民党が単独過半数の81議席、親民党3、新党1と大勝を収めた³²⁾。

【分析】

2003年以降の陳水扁政権は、WHO加盟問題などをめぐって国民の反中感情が悪化する中、台湾ナショナリズムに訴える戦略で国民の支持を得ようとした。この戦略は一定の効果を挙げ、陳は総統再選を果たしたが、中国の強い反発を受けた。米国は、9.11テロ事件と北朝鮮の核開発再開を機に外交の優先順位が変化し、外交問題で中国に協力を求める必要から、台湾独立を示唆するような陳水扁の言動に批判的になっていく³³⁾。米中がいわば結託して台独志向に反感を示す中で、陳は宋楚瑜取り込みを図るが、中国の国民党・親民党懐従政策を前にして失敗する。米中および中国＝国民党の連携が進む中で陳政権は無力化を進め、国民の支持を得ていた台湾ナショナリズムも行き場を失ってしまう。結果として、台湾国民の選択肢は大幅に狭められた。

この時期の中台関係および台湾政治で特筆すべきことは、「九二共識」のような明文化されない「口約束」を、中国側が連戦との会談の前提条件としたことである。口約束は、アクターがいくらかでも恣意的に解釈できるという点で、明示的なルールによる統治を求める立憲主義と対極的な性質を持つ。中国が、口約束を国共会談の前提とし、その後、これを認めた人や政党のみを対話の相手とする、いわば対話の条件として設定し続けている事実は、中国が反立憲主義的な行動を志向するアクターであることを如実に示しているだろう³⁴⁾。

6. 台湾の立憲政治③ 馬英九政権

6.1. 第4回民選総統選挙、ECFAをめぐる論争

2008年3月の第4回総統選挙で、国民党の馬英九が58%の票を獲得し、民進党の謝長廷を圧倒して当選した。前述のように、国民党は1月の立法委員選挙でも圧勝しているため、陳水扁政権8年間の分裂政府状況が解消することになった。国連加盟の是非を問う住民投票は、投票率が過半数に達しなかったため無効となった。外省人であり親中派と見られていた馬英九は、「統一せず、独立せず、武力行使させず」(不統不独不武)という選挙公約や北京オリンピックボイコットの示唆などの形で親中派イメージを払拭することに成功し、選挙での勝利を収めた³⁵⁾。台湾独立志向の弱い馬英九の当選に対して、米中政府はともにこれを歓迎する旨の声明を発表した。

当選後の馬英九は、選挙時の姿勢とは打って変わって、対中接近を急速に進めることになる。中台の交流窓口である中国の海協会と台湾の海基会の対話は、陳水扁政権時代は停止していたが、馬英九の総統就任とともに再開した。中台間の直行チャーター便や旅客直行便が開通し、中国人の台湾観光が解禁された³⁶⁾。台湾の銀行で人民元両替業務がはじまり、中国国営メディアの台湾内での取材活動が解禁された。台湾企業の対中投資と中国企業の対台湾投資がともに大幅に規制緩和された³⁷⁾。馬総統は8月に、メキシコの新聞のインタビューにおいて、中台関係は「国と国との関係ではない特殊な関係であり、つまりは地区と地区の関係だ」と発言している。これは李登輝「二国論」や陳水扁「一辺一国論」の全否定であり、李登輝や民進党の強い反発を買った。12月には中国からジャイアントパンダが来台している。馬英九はまた、ダライラマ訪台に難色を示したが、これは、総統選時に馬がチベット弾圧を理由に北京オリンピックボイコットの示唆した立場とは大きく乖離しているという批判を受けた³⁸⁾。

2009年になると、馬政権は中国との自由貿易協定(FTA)である「包括的経済協力協定」(CECA)締結への意欲を示した。これは、前年末に胡錦濤が演説で台湾との平和的発展を呼びかける提案に応えるものであったが、中国との統合を恐れる民進党は、強く反発した。3月に民進党の蔡英文主席が、中台経済構造協力協議(ECFA; 馬政権は2月にCECAから改称していた)の締結プロセスは立法院と国民の監視を受けるべきと述べ、ECFA承認のための公民投票の必要性を訴えた³⁹⁾。

ECFAに対しては、国民党内からも反発が出た。立法院の王金平院長は、前年の兩岸実務対話再開時から中台協定の法制化を主張し、そのプロセスに対する立法院の監督強化を訴えている。しかし、王のこの動きは馬英九によって封じ込められ、2010年6月、中国・重慶における兩岸両会のトップ会談で、ECFAが調印された⁴⁰⁾。

立法院におけるECFA審議で、民進党は委員会における逐条審議を求めたが、馬英九は、ECFAは条約でないが条約に準じた形の全文一括審議を行うよう主張した。立法院はECFAを否決することはできるが、条文修正には応じられないという立場である。王院長の立場はこの

どちらも異なり、ECFAは条約でなく中台協定であり、その審議手続きには前例がないため、立法院内の与野党協議を通じて共通認識を得るべきであると要求した。このような総統と立法院長の対立は、国民党の実力者である馬・王の対決（「馬王之争」）としてメディアに大きく取り上げられた⁴¹⁾。この対決は、最後に王金平側が、立法院ではECFAを逐条審議するが採決は一括で行い条文修正はしないという妥協案を示したことで王側の譲歩で終わり、ECFAは8月に立法院で承認され、9月に発効した。

【分析】

共産党＝国民党連携とそれに対する米国の承認の中で生まれた馬英九政権が、「不統」という総統選時のスタンスを変えて対中傾斜を進めることは、国民に国民党総裁以外の現実的な選択肢が与えられず、国民の馬英九支持が失われる見込みがない状況である限り、馬英九にとっては合理的な行動であると考えられる。国民の支持が不動である条件においては、馬英九にとってのプリンシパルは米国と中国であり、この両者が支持する対中経済統合深化という方向に進む以外の選択肢は、考えられないのである。

ECFAをめぐる立法院の議論では、立法院のECFAに対する権限、すなわちECFAなど中国との協定の憲法上の地位が最大の論点になった。台湾は外交関係を持つ国が少なく、正式の外交関係がない国とは条約を締結できないため、外交関係がない国との間では、双方の民間機関・団体が「協定」「協議」と呼ばれる書面に調印するという形式を取る。司法院大法官会議の積字第329号解釈（1993年）によると、憲法上の条約とは、中華民国と外国あるいは国際機構が締結した書面協定で、その内容が国家の重要事項あるいは人民の権利義務と直接にかかわり、法律上の効力を持つものであり、その有効性については立法院で審議しなければならない。しかしこの解釈には、台湾と大陸の間で結ばれた合意は含まれず、そのような合意を立法院で審議すべきかについては、この解釈の範囲外としている。すなわち、同解釈はECFAなど中台合意の法的地位を明示するものではない。中台合意に関する法的規定は「台湾地区與大陸地区人民關係条例」にあるが、この条例によると、台湾と大陸の間で調印された文書は、調印後30日以内に行政院で了承したのち立法院で審議されるか、または立法院に報告されなければならない。しかしこの条例も、中台協定の立法院審議義務、あるいは立法院が中台協定を審議する権利について、明示している訳ではない⁴²⁾。

一方、第4原発建設中止問題の箇所でも触れた大法官会議積字第520号（2001年）では、国の重要政策については立法院には政策決定に参加する権限があるとしている⁴³⁾。ECFAのような中台協定は明らかに「国の重要政策」と考えられるので、その限りにおいては、中台協定の締結に立法院が参加する権限はあるとも考えられる。これらの事項を総合して考えるなら、憲法も大法官会議解釈も、立法院のECFAに関する権限を明らかにしているとはいえない。このような曖昧さが、同権限をめぐる政治闘争を生む余地を作ったのである。ECFAをめぐる政治闘争は馬英九の勝利に終わったが、本稿にとって重要なのは、大法官会議が中台協定に対する立

法院の権限について、なぜ判断を保留したのかという問題である。管見によれば、大法官會議の曖昧な判断は、中華民国＝中華人民共和国関係の法的地位に関する中華民国憲法自身の曖昧さに由来すると考えるが（中華民国憲法の中では、中華人民共和国の存在自体が否定される、などの問題）、この件に関する専門的な議論は、筆者の能力を超えるものである。

6.2. 第5回総統選挙、サービス貿易協定、「馬王之争」、太陽花学運

2012年1月、第5回総統選挙が立法委員選挙と同日に行われた。前回と同様、馬英九は不統不独不武とともに九二共識を軸とした選挙戦を展開し、台湾企業の多くがこれに賛同した。これに対し、李登輝「二国論」の創造者ともいえる民進党の蔡英文は、92年コンセンサスの存在を否定した上で「台湾コンセンサス」を強調したが、それは具体的内容を欠いたものであった。結果は、馬が52%の票を獲得し、46%の蔡を圧倒した。立法院選挙では、国民党が113議席中の過半数である64議席を取った。民進党は惨敗した2004年選挙よりは回復したもの、40議席にとどまった⁴⁴⁾。

2013年6月、ECFAの後継協定であり、中台間の医療、金融、出版、娯楽などサービス産業の相互参入を開放する「海峡兩岸サービス貿易協定」が調印された。同月、国民党の呉伯雄が代表団を率いて訪中し、中国国家主席に就任したばかりの習近平との会談の中で、92年コンセンサスと台独反対の堅持、経済統合強化、「一中架構」（一つの中国の枠組み）を強調し、習の賛同を得ている。民進党からは、実力者の謝長廷、高雄市長の陳菊が相次いで訪中し、中台「民間」交流の重要性を強調した⁴⁵⁾。一方で馬英九は、中国との政治対話を行わないこと、尖閣諸島問題では中国と共闘しないことを明言するなど政治統合には慎重な姿勢を示してはいるものの⁴⁶⁾、この時期には総統を中心に、与野党ともに中国に傾斜する動きが見られている。

サービス協定締結直後、立法院では王院長の調停により、同協定については項目ごとに逐条審議し条文の一括採決はしない、実質的な審議なく発効できないという与野党合意が成立した。立法院では、短期で審議を終えようとする馬英九政権・国民党に徹底審議を求める民進党が対立し、審議が難航したが、王立法院長は中立的な立場で対立を調整することに務めていた⁴⁷⁾。立法院内の対立が激化していた9月初旬、台湾メディアは、王金平が民進党立法委員の司法案件を申告しないように司法関係者に電話依頼していた疑いが、検察の電話盗聴で発覚したと一斉に報道した。王は急きょ帰国して口利きの事実を否定するとともに、検察の権力乱用⁴⁸⁾を非難したが、馬英九は王の国民党籍を剥奪した⁴⁹⁾。王金平は立法委員に比例代表で当選しているため、党籍を失えば立法委員の資格も失い、立法院院長であることも不可能になる。馬英九のこの処分に対して、王は党員資格保全の訴えを台北地裁に起こす司法闘争を始めた。台北地裁は王が党員の権利を行使する処分を裁定し、王は立法委員および院長の地位も保持した。この「馬王之争」において台湾世論は概ね王を支持し、馬英九の支持率は一割程度まで下落した⁵⁰⁾。

立法院では、8月から内政委員会で20回の公聴会が行われ、終了したのは翌2014年3月であ

る。この間、国民党・張慶忠らの審議終了要求、民進黨の反発、王院長の仲介が繰り返される。国民党は3月17日の合同委員会第二読会で強行採決を試みたが、野党の反発で議会が混乱し、会議開催ができなかった。このとき張慶忠が議場において委員会開会を宣言し、サービス協定は委員会審議が終了したとみなし本会議に送付するとした。国民党は張発言を既成事実化しようとしたが民進黨は反発し、王院長は中立的な立場を取った。

このとき、台湾大学や政治大学などの学生を中心とした市民グループが立法院を占拠して抗議する「ひまわり学生運動」が発生した。学生たちの要求は「兩岸協議監督条例」を制定してサービス貿易協定を立法院委員会で逐条審議するというものであった⁵¹⁾。このような「実力行使」は違法行為であるが、立法院はあえて彼らを排除しようとしなかった。サービス協定を撤回しないという馬英九の声明に学生たちは反発し、占拠は長期化し、立法院外でも多数の市民が集結する大規模デモが行われた。4月6日に王金平が学生の要求を受け容れ、兩岸協議監督条例が法制化されるまでサービス協定の立法院審議を行わないと表明し、学生など市民グループに退去を呼びかけた。これに応じて学生たちは10日に立法院を退去したのである⁵²⁾。

【分析】

馬英九再選を受けて、国民党政権の対中接近が加速した。92年コンセンサスを否定することで二度までも総統選・立法委員選に敗れた民進黨側にも、対中対話を重視する動きが出て来た。どちらの動きも、選挙勝利を求める政党として合理的なものだが、国民が対中接近を全面的に支持している訳ではない。しばしば引用される台湾国立政治大学選挙研究センターの世論調査によると、2014年の時点で自分を「台湾人」と回答した人は6割を超え、「台湾人であり中国人」という回答を凌駕している。中国との統合に関する質問では、「現状維持の後に決める」「永遠に現状維持」の合計が59%となり、「統合」支持は10%に過ぎない。サービス貿易協定については、「台湾指標民調」によると、これを「支持しない」が48%で、「指示する」32%より多い。しかしこのような統一に慎重な世論は、政治システムの中にエージェントを持たない限り、政策には反映されない。

立法院の独立という台湾の立憲主義的制度が、このようなエージェントを提供した。王金平の立法院における抵抗は、国民党本土派を代表する彼の信念に基づいたものだが、国民の支持なしにその抵抗を貫くことは出来なかった。学生など市民グループによる「ひまわり学運」による立法院占拠もまた、総統府から独立的な立法院による容認がなければ不可能であった。学生たちが長期間にわたって立法院に留まることが出来たのは、ひとつには世論の広範な支持—それは立法院外の抗議活動にも顕れていた—があるが、それだけではない。立法院側が学生たちの占拠を黙認していたからこそ、彼らの抗議活動が排除されなかったのである。学生たちは「ひまわり学運」の中で行政院でも抗議活動を行おうとしたが、それは（当然ながら）警察によって強制的に制止されている。

7. まとめに代えて

ここまでの議論をまとめるなら、次のようになるだろう。第一に、台湾では蔣経国政権末期から現在まで、司法府、特に大法官會議を含めた権力分立が、台湾人の自由を拡大して民主化を実現するという目的に対して、建設的に寄与して来たことが確認できる。台湾では政治の民主化と立憲主義化が同時に進行し、社会に立憲主義的理念が定着するに至ったということであろう。

第二に、米中二大国と経済的に、また安全保障面において、非常に深い相互依存関係にある台湾にとって、この二大国から自律的に自分の運命を決めることが困難であることが確認される。同時に、この二大国は台湾政治の各局面において、重要なアクターとして決定に参与しようとし、台湾はそれを排除することが出来ないのである。台湾が中国に対する経済的依存を相対化し、減少していくことは、中国の台湾に対するレバレッジを弱め、台湾政治の自由度を高めることに寄与するだろう。また、台湾自身の台中防衛力を高めることも同様の効果を生むだろう。しかし現実問題として、このような努力自体が、強固な米台関係を前提としている。

第三に、台湾人の選択の範囲、自由の範囲は、米中の立場が対立しているときに拡大するが、米中の利害がするとき、台湾がそれに抗うのは困難であることが示された。権力アクター同士の相互衝突・相互牽制によって人の自由や権利が擁護されることは、立憲主義の基本的見解であるが、本稿が示す監察は、外国アクターを含めた政治システムにおいても、立憲主義のそのような見解が成立し得ることを示している。「米中戦略経済対話」など米中の対話と協調が制度化されることは、台湾政治の自立性の範囲を狭め、台湾の自由を制限する結果を招きかねない。

第四に、本稿では十分に議論できなかった政治的レトリックの問題に触れたい。「二国論」「一辺一国」のように台湾独立を示唆するレトリックは、米中ともにそれに対して過敏に反発するため、そのレトリックが国民にアピールしたとしても、台湾にとって危険なものである。一方、「民主主義」「人権」といった普遍的価値に訴える言明は、それが実質的には台湾独立と同様の意味を持つとしても、米中ともに、あからさまには反対しづらい⁵³。独立を示唆するレトリックを避けつつ、自国の民主主義や人権を確保し擁護していくことが、台湾にとっての今後の課題だと考えられる。

さて、ここで本稿冒頭の問題関心に立ち返り、台湾の立憲政治20年の経験から、台湾と同様に米中との深い相互依存関係を持つ日本が、自由と民主主義を維持するために何をすべきかという知見を引き出して見よう。対中経済依存の相対化や自国防衛力の強化が、政治的自由の範囲を拡大する点は、日本についても同様である。これらの点では、経済力・技術力に勝る日本は、台湾よりもはるかに有利な立場にあるだろう。TPP (環太平洋パートナーシップ協定) 参加や対印・対東南アジア経済関係の深化、安全保障法制の整備や憲法解釈変更、さらには憲

法9条改正など、日本の現政権が進めている努力は、このような観点から評価することができる。同時に、米中の協力が深化するなら、台湾の自由と同様に、日本の自由の範囲も狭める結果を生むであろう。米中G2体制が確立することは、台湾の自由を奪うとともに、日本の自由にも大きな制約を課す点に注意する必要がある。同時に、現在の日本政府が、「法の支配」「民主主義」など普遍的価値に訴えるレトリックを外交の場で展開していることも、肯定的に評価できるだろう。

注

- 1) このように考えるのは筆者だけでない。例えば、蔡英文は民進党総統候補として来日した2011年10月のイベントで、「台湾と日本は多くの点で似ているが、台湾では全てにおいて極端だ」という趣旨の発言をしている。
- 2) この段のテーマを本稿の中で十分に議論することは、紙幅の関係から不可能である。詳しい議論については、拙稿「自由のための国際政治学:理論的考察」(未刊行。『文京学院大学外国語学紀要』(14)、2015年 収録予定)を参照。
- 3) 本稿ではこの用語を、政治理論におけるリベラリズムという意味で使う。国際政治学理論としてのリベラリズムは、その名称とはうらはらに、自由についてほとんど語らない。岡本前掲論文参照。
- 4) クエンティン・スキナー著、門間都喜郎訳『近代政治思想の基礎:ルネッサンス、宗教改革の時代』春風社、2009年、174ページ。(Skinner, Quentin, *The Foundation of Modern Political Thought*, Cambridge, Cambridge University Press, 1978.)
- 5) ペティットはリベラリズムの自由と共和主義の自由を区別し、前者が「干渉からの自由」であるのに対して、後者は「支配からの自由」だとしている。Pettit, Philip, *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford, Oxford University Press, 1997, pp.31 ~ 50.
- 6) 例えば、マキアヴェッリは後者の自由を擁護する政治制度について『ディスコルシ』を、前者の自由のための国家権力確立をめざして『君主論』を、全く別の文書として書いている。
- 7) 私見では、この二事例、特にタイの事例については、司法府自体が党派的なアクターとして、政治対立の一方の側に与しており、そのことが社会における司法府の権威を損なっていると考えている。もちろん、この問題は本稿の範囲を超える。
- 8) 例えば、主要な候補者全員が中国との政治統合を主張している場合、統合を望まない国民の意志は、民主的選挙を通しては実現できない。
- 9) 2レベルゲーム理論に依拠して中台 ECFA 交渉を分析したものとして、Hsu, Szu-chien, "Advantages and Limitations of President Ma's Cross-Strait Negotiation: CECA/ECFA as an example," (paper presented at The 38th Taiwan-U.S. Conference on Contemporary China: China Faces the Future, Brookings Institution Washington, DC: The Brookings Institution and Institute of International Relations, National Chengchi University, 2009-7-14 ~ 2009-7-15.) があるが、理論に過度に引きずられた論考であり、本稿とは関連性が薄い。
- 10) Tsebelis, George, *Veto Players: How Political Institutions Work*, Princeton; Princeton University Press, 2002.

- 11) 立法院の変更要求については、行政院が実質的な拒否権を持ち、立法院がこれをオーバーライドするためには三分の二の賛成が必要であることから、実質的には機能していない。
- 12) 小笠原欣幸「台湾の民主化と憲法改正問題」(<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/paper/paper2.html>)、山岡規雄「付・台湾の憲法事情」『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館調査及び立法考査局、2003年、163～192ページ、施淳哲「中華民国(台湾)における五権分立憲法に関する現状と考察—中華民国憲法を台湾に適用する問題点—」『福岡大学大学院論集』44(2)、2012年、103～130ページ、など。
- 13) 小笠原前掲論文、浅野和生「中華民国憲法改正の経過と残された課題」『問題と研究』34(1)、2004年、1～25ページ、蔡柱國「台湾における憲法改正の背景と諸課題」『問題と研究』同号、26～40ページ、清水秋雄「台湾の『憲法改正』と台湾の『法的地位』」『問題と研究』同号、41～53ページ、諸橋邦彦「台湾第7次憲法改正と憲政改革」『レファレンス』55(5)、2005年、90～98ページ、Lin, Jih-wen “Transition through transaction: Taiwan’s constitutional reforms in the Lee Teng-Hui Era,” *American Asian Review*, vol. XX, no. 2, Summer, 2002, pp. 123～155.
- 14) 総統権力の源泉に関する最後の点は、アジア政経学会報告における小笠原欣幸氏のコメントを参考にした。
- 15) 呉介民『第三種中国想像: 抵抗中国官僚資本主義、従容而自信的台湾の聲音』新北: 左岸時事、2012年、川上桃子「台湾メディア産業における『中国の影響メカニズム』の背景」IDE-JETRO 海外研究員レポート、2013年。
- 16) 浅野和生「中華民国憲法改正の経過と残された課題」『問題と研究』第34巻2号、7ページ。
- 17) 若林正文『台湾の政治: 中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会、2008年、174ページ。
- 18) 若林前掲書、222ページ。
- 19) 若林前掲書、228ページ。
- 20) 若林前掲書、230ページ。
- 21) 「中国共産党が台湾に対して武力行使を行う意図が無いとするうちは、自分の任期中において、独立を宣言せず、国号を変更せず、両国論を憲法に加えることは進めず、統一か独立かの国民投票は行わず、国家統一綱領と国家統一委員会の廃止という問題もない」という方針。
- 22) http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/EN/p03_01.asp?expno=520。引用部分は、扇岳生「司法院大法官の解釈と台湾の民主政治・法治主義の発展」日本台湾学会第12回学術大会記念講演、2010年5月29日に拠る。
- 23) 例えば、若林『台湾の政治』234-241ページ、Jih-wen Lin, “A Veto Player Theory of Policymaking in Semipresidential Regimes: The Case of Taiwan’s Ma Ying-jiou Presidency,” *Journal of East Asian Studies*, vol. 11, no. 3 (September-December 2011), pp. 407-435、松本充豊「台湾の半大統領制における政策決定—『两岸経済協力枠組み協定 (ECFA)』の事例を中心に—」、『東洋文化』(94)、29～60ページ。
- 24) 松田康博「勝因は台湾アイデンティティー高揚」『世界週報』2004.4.13など。
- 25) 小笠原欣幸「陳水扁の政権運営」若林正文編『ポスト民主化期の台湾政治—陳水扁政権の8年』アジア経済研究所、2010年、38～39ページ。
- 26) 小笠原、前掲論文、43ページ。
- 27) 松田康博によると、同法は「統一」でなく「現状維持」を重視している点、「非平和的手段」行使のハー

- ドルを高く設定している点などから、むしろ胡錦濤の対台柔軟路線を示している。松平「改善の『機会』は存在したか？」若林編前掲書、242-244 ページ。
- 28) 松本充豊「国民党の政権奪回—馬英九とその選挙戦略」若林正丈編『ポスト民主化期の台湾政治』、106～107 ページ。
- 29) 松田前掲論文、254～255 ページ。
- 30) 小笠原欣幸は、胡錦濤政権の対台湾政策を、江沢民時代の生硬な「原則主義的アプローチ」と比較して「機動的アプローチ」と呼んだが、その内容は、国民党との和解、台湾民意へのアピール、米国の関与を求める、歴史観の微調整という柔軟かつ現実主義的なものである。小笠原欣幸「中国の対台湾政策の展開—江沢民から胡錦濤へ」、天兒慧、三船恵美（編著）『膨張する中国の対外関係：パクス・シニカと周辺国』勁草書房、2010年。
- 31) 中川昌郎『馬英九と陳水扁：台湾の同行 2003～2009.3』明徳出版社、2010年、292 ページ。
- 32) 総統を退いた陳水扁は、2008年11月に公金横領や収賄などの疑いで逮捕拘留された。陳はその後、収賄事件で有罪判決が確定し、現在も服役中である。中川前掲書、770～772 ページ。
- 33) 松田康博「『最良の関係』から『相互不信』へ—米対関係の激変—」若林編前掲書、267～301 ページ。
- 34) ここで、中国が日中首脳会談の前提として、日本側が、日中がかつて尖閣諸島の領有について、問題の「棚上げ」の（明文化されていない）口約束をした事実を認めろという条件を設定していることを想起すべきであろう。
- 35) 松田康博「馬英九の勝利と台湾の将来—二〇〇八年台湾総統選挙をどう読み解くか」『外交フォーラム』21（5）、2008年、32～33 ページ。
- 36) 松本充豊「中台政治協議に関する初歩的考察」『中国文化研究』（30）、2014年、133～134 ページ。
- 37) 中川昌郎『馬英九と陳水扁』716～723 ページ。
- 38) 中川前掲書、781～782 ページ。
- 39) 中川前掲書、803～804 ページ。
- 40) 松本充豊「台湾の半大統領制における政策決定—『两岸経済協力枠組み協定（ECFA）』の事例を中心に」『東洋文化』（94）2014年、48～49 ページ。
- 41) 松本前掲論文、47～48 ページ。
- 42) 松本前掲論文、43～44 ページ。
- 43) 松本前掲論文、43～44 ページ。
- 44) 小笠原欣幸・佐藤幸人編『馬英九再選：2012年台湾総統選挙の結果とその影響』アジア経済研究所、2012年の各論文参照。
- 45) 松本充豊「サービス貿易協定の締結と『一つの中国』概念をめぐる動き」『交流』（870）、2013.9。なお、呉の訪中時の提言は、その前年に胡錦濤の党大会報告に呼応するものである。
- 46) 松本充豊「中台政治協議に関する初歩的考察」『中国文化研究』（30）2014年、133～150 ページ。
- 47) 竹内孝之「学生による立法院占拠事件と两岸サービス貿易協定（前篇）」、IDE-JETRO、2014年。
- 48) 王は、検察が盗聴結果を総統府に報告していたことが違憲であると批判した。
- 49) 王金平は比例代表選出であるため、党籍を失えば立法委員の地位を失う。その場合、王は立法院長でいられなくなる。

- 50) 石原忠浩「『馬王之争』、食品安全問題」『交流』No. 872、2013.11。
51) 竹内前掲報告。
52) 竹内前掲報告。
53) 管見では、中国が、台湾の民主主義や人権擁護自体を、直接否定したことはない。

(参考文献) (注で示されていないもの)

【日本語】

浅野和生 (2013) 『台湾民主化のかたち』展転社

牟憲魁 (2009) 『中国における違憲審査制の歴史と課題—大法官憲法解釈制度を中心として—』成文堂

【中国語】

齊光裕 (2003) 『違憲審査與政治問題』台北：揚智文化

『公共知識分子』「太陽花学運專号」(2014.7.)

【英語】

Ash, Robert, John W. Garner, and Penelope B. Prime (eds) *Taiwan's Democracy: Economic and political challenges*, London: Routledge, 2011.

Chuang, Ya-Chung, *Democracy on Trial: Social Movements and Cultural Politics in Postauthoritarian Taiwan*, Hong Kong, The Chinese University Press, 2013.

Fell, Dafydd, *Government and Politics in Taiwan*, London: Routledge, 2012.

Leng, Tse-Kang, *The Taiwan-China Connection: Democracy and Development Across the Taiwan Straits*, Boulder: Westview Press, 1996.

Wachman, Alan, M., *Taiwan: National Identity and Democratization*, Armonk, NY, M. E. Sharpe, 1994.

(2014.10.29 受稿, 2014.11.28 受理)